

○瑞浪市男女共同参画社会推進会議要綱

平成29年3月27日告示第29号

改正

令和6年3月29日告示第70号

瑞浪市男女共同参画社会推進会議要綱

瑞浪市男女共同参画社会推進委員会設置要綱（平成17年告示第72号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市における男女共同参画プランの推進について専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見又は助言を求めるため、瑞浪市男女共同参画社会推進会議（以下「推進会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

（意見等を求める事項）

第2条 市長が推進会議において、意見又は助言を求める事項は次に掲げるものとする。

- （1）男女共同参画プランの推進に関すること。
- （2）男女共同参画社会推進に伴う意識の改革、イベント等の企画及び開催に関すること。
- （3）地域における各種団体等との連携及び調整に関すること。
- （4）その他市長が必要と認めること。

（参加者）

第3条 推進会議の参加者は、地域の代表及び男女共同参画について優れた見識を有する者のうちから市長が依頼する。

2 前項の場合において、市長は、原則として同一の者に第5条に規定する開催期間継続して推進会議への参加を依頼するものとする。

（運営）

第4条 推進会議の参加者は、その互選により推進会議の会議（以下この条において「会議」という。）を進行する座長を定める。

2 市長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（開催期間）

第5条 推進会議の開催期間は、2年間を目途とする。

（庶務）

第6条 推進会議の庶務は、市民協働課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第70号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。